



ECB は追加金融緩和を見送り

◆ ECB は追加緩和を実施するタイミングにないと判断

9月8日に開催された ECB（欧州中央銀行）の定例理事会では、金融政策の現状維持が決定され、大方の市場の予想通り、政策金利は据え置かれることとなりました。ドラギ総裁は理事会後の記者会見で、追加緩和を実施しなかった理由として、経済見通しの下方修正が小幅に止まったことなどを挙げました。ECB が公表した経済見通しでは、英国の EU 離脱を巡る国民投票が実施された後も金融市場がおおむね安定していることや、景況感への影響が軽微であったことなどから、短期的な下振れリスクについては後退しているとの見方が示されています。こうしたことなどを背景に ECB は、一部で副作用が指摘されているマイナス金利幅の拡大などについて、積極的に実施するタイミングにないと判断に至ったと考えられます。

◆ 資産買入れ期間の延長については議論されず

資産買入れ期間の延長については、買入れ期間が6ヵ月後に迫っていたこともあり、今回の理事会で発表されるとの見方が強まっていました。しかし、期間の延長について発表されなかったばかりか、ドラギ総裁は理事会後の会見で「(資産買入れ期間の延長については) 議論しなかった」とも述べており、市場の予想とは異なる結果となりました。期間が延長されなかった理由としては、今回の理事会では英国の EU 離脱問題など短期的な影響が議論の中心になったとみられる一方、資産買入れ期間の延長や、それに伴う買入対象資産の枯渇問題など、中長期的な影響に関する議論については先送りになったことなどが考えられます。

◆ 今後の理事会で緩和的な政策調整が実施される見通し

ECB の経済見通しでは、英国の EU 離脱問題の影響がそれほど大きな影響を与えず、内需を中心に底堅い成長が続くとの見方が示されていました。しかし、小売売上高などをみると、ユーロ圏経済は消費を中心に基調的な弱さが続いており、ECB の経済成長率見通しはやや楽観的であると考えられます。また、インフレ率見通しについては小幅な下方修正に止まったものの、2018年のインフレ率予想は前年比+1.6%となっており、今後数年にわたって ECB のインフレ率目標である前年比+2%を下回る水準で推移することが見込まれています。このような経済見通しのもと、ドラギ総裁は引き続き「行動する用意がある」と強調しており、資産買入れについても必要があれば期間を延長すると明言しています。これまでの緩和的な金融政策のスタンスは維持されているとみられ、今後の理事会では何らかの緩和的な政策調整が実施されると見込まれます。

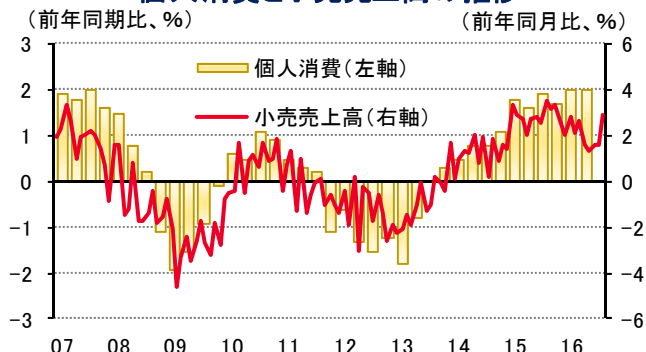


Market Report

2016年9月9日

Shinko Asset Management Co., Ltd.

個人消費と小売売上高の推移



期間: 個人消費は2007年1-3月期~2016年4-6月期(四半期) (年)
小売売上高は2007年1月~2016年7月(月次)
出所: ブルームバーグのデータを基に新光投信作成

ECBスタッフ経済見通し(2016年9月時点)

	予想時点	16年	17年	18年
実質GDP (前年比、%)	16年9月	1.7	1.6	1.6
	16年6月	1.6	1.7	1.7
インフレ率 (前年比、%)	16年9月	0.2	1.2	1.6
	16年6月	0.2	1.3	1.6

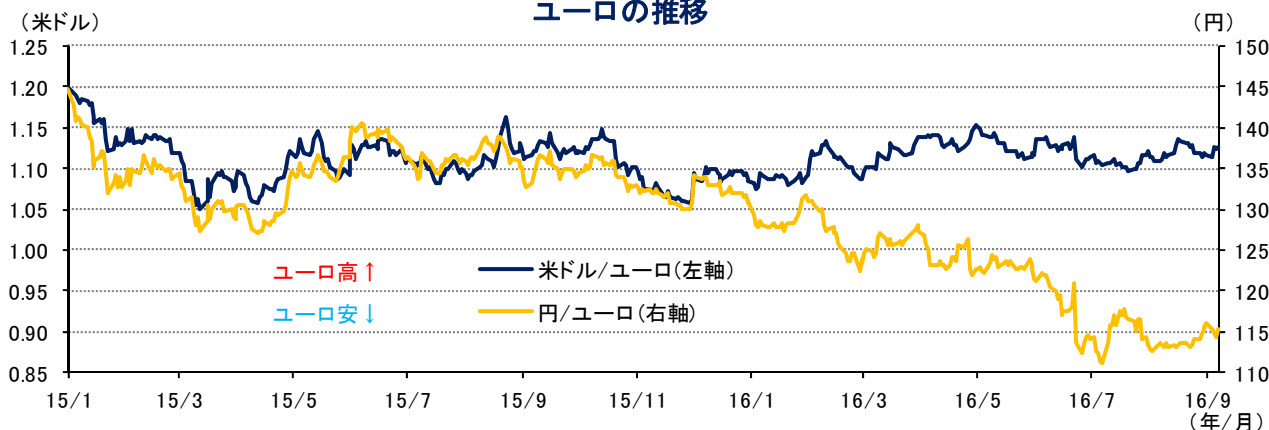
出所: ECBのデータを基に新光投信作成

上記グラフ・表は過去の実績または過去の時点における予測値を示したものであり、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆あるいは保証するものではありません。

◆ユーロは当面もみ合いの展開が見込まれる

英国のEU 離脱問題による下振れリスクは後退しており、金融市場も安定していることから、ユーロは底堅く推移すると予想されます。しかし、ECBの緩和的な金融政策のスタンスは維持されており、今後は資産買入れ期間の延長と同時に、それに伴う買入対象枯渇を回避するための対象資産の範囲拡大(買入対象債券の利回り下限ルール撤廃など)も発表されることが考えられます。こうした緩和的な政策調整はユーロの下押し圧力になるとみられることから、当面はもみ合いの展開が見込まれます。

ユーロの推移



期間: 2015年1月2日~2016年9月8日(日次) 出所: ブルームバーグのデータを基に新光投信作成

上記グラフは過去の実績を示したものであり、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆あるいは保証するものではありません。





投資信託へのご投資に際しての留意事項

【投資信託にかかるリスクについて】

投資信託は、主に国内外の株式や公社債などの値動きのある証券を投資対象としています。投資した当該資産の市場における取引価格の変動や為替相場の変動などの影響により基準価額が変動します。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

【投資信託にかかる費用について】

新光投信が運用する投資信託については、ご投資いただくお客さまに以下の費用をご負担いただきます。

■ 購入時に直接ご負担いただく費用

- ・ 購入時手数料：上限 4.104%(税抜 3.8%)

■ 換金時に直接ご負担いただく費用

- ・ 信託財産留保額：上限 0.5%
- ・ 公社債投信およびグリーン公社債投信の換金時手数料
：取得年月日により、1万口につき上限 108円(税抜 100円)
- ・ その他の投資信託の換金時手数料：ありません。

■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- ・ 運用管理費用（信託報酬）：年率で上限 2.484%(税抜 2.4%)

■ その他の費用・手数料

- ・ 監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度（監査報酬は日々）、投資信託財産が負担します。

※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、新光投信が運用するすべての投資信託（設定前のものを含みます。）のうち、お客さまにご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託は、それぞれの投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なり、費用もそれぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面など（目論見書補完書面を含む）をご覧ください。

商号等：新光投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第339号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

